

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年5月30日 熊本地方法務局 登記官 川畑文保

記

- 1 手続番号 第3300-2024-6102号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
上益城郡御船町大字木倉字高砂6936番
- 3 地目 宅地
- 4 地積 33.05平方メートル
- 5 抹消する登記事項
表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年5月30日 熊本地方法務局 登記官 川 畑 文 保
記

1 手続番号

- (1) 第3300-2024-6114号
- (2) 第3300-2024-6119号
- (3) 第3300-2024-6121号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 上益城郡御船町大字木倉字鶴亀7199番
- (2) 上益城郡御船町大字木倉字井手下7267番
- (3) 上益城郡御船町大字木倉字井手下7276番

3 地目

- (1) 墓地
- (2) 墓地
- (3) 宅地

4 地積

- (1) 707平方メートル
- (2) 357平方メートル
- (3) 19.83平方メートル

5 抹消する登記事項

表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項

6 登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]